

## 台風等による警報発令時の登校について

### (1) 登校前に警報が発令された場合

- ① **午前6時**の時点で、**静岡市南部**（あるいは自分の居住する市町）に、「**暴風警報**」（または気象等・津波・火山・地震動に関する「特別警報」）が発令されている場合は、原則として自宅で待機する。「大雨警報」「洪水警報」等や、「〇〇注意報」は該当しない。
- ② **午前11時**を過ぎても警報が解除されない場合は、一日休校とする。
- ③ **午前11時**までに警報が解除された場合は、午後から授業を行うので、安全を確認の上で登校する。

13:00 始礼

13:20～ 第5限授業 以降は通常日課

- ④ 警報の発令・解除の確認は、各家庭で行う。

学校側から緊急の連絡がある場合は、一斉メールを配信することもある。

- ⑤ 通学区域の特性により、大雨(洪水)警報発令によって通常の登校手段に困難が生じ、公共交通機関等による登校も困難である場合は、保護者が欠席又は遅刻の判断をして学校に連絡する。
- ⑥ 登校途中で警報が発令された場合は、原則として帰宅し自宅待機とする。

### (2) 登校後に警報が発令された場合

気象・交通・河川等の情報を収集し、校長が総合的に判断して対応(学校待機・下校)を決定する。  
生徒を下校させる際には、できる限り保護者に協力をお願いし、安全確保への配慮を最優先する。

### (3) 警報発令下でも登校した生徒への対応

- ① 始業時刻(8:25)に、登校している生徒を点呼確認する。
- ② 警報解除まで、各HRで自習させる。(午前11時までに解除されたら午後の授業に合流)
- ③ 午前11時を過ぎても警報が解除されない場合は、できる限り保護者に協力をお願いして下校させる。

### (4) 参考資料

	午前6時	午前11時		
(1)①②	×	発令中	一日休校	
(1)①③	×	発令中	解除	午前：自宅待機 午後：授業
(2)		×	発令中	学校待機 下校

×：暴風警報、特別警報の発令

\* 「学校生活の手引き」「生徒手帳」にも同様の記載があります。